

環境局発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約除く)令和元年度第3四半期

| No. | 案件名称 | 物品種目 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|-----------------------------------|-------|---------------|--------------|------------|-----------------------|---------------------------------------|-----|
| 1 | 中浜流注場 破碎ポンプ修繕 | 産業用機器 | ハスクバーナ・ゼノア(株) | 1,776,500 | 令和元年11月28日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | K6 | - |
| 2 | 大阪市立西三国センター及び東三国センター冷暖房機器(GHP式)修繕 | 産業用機器 | 大阪瓦斯(株) | 1,025,890 | 令和元年12月6日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | K6 | - |

随意契約理由書

1 案件名称

中浜流注場 破砕ポンプ修繕

2 契約相手方

ハスクバーナ・ゼノア株式会社

3 随意契約理由

本修繕は中浜流注場に設置の浄化槽汚泥破砕ポンプ並びに、し尿破砕ポンプの劣化による性能低下により分解整備するものである。

当該破砕ポンプは、コマツゼノア株式会社（現：ハスクバーナ・ゼノア株式会社）が設計・製造をしたものであり、分解整備に関しては単なる部品交換でなく、破砕ポンプ内の破砕刃部の隙間調整等が必要でこの良否により後段の処理能力に影響を及ぼすなど、破砕ポンプの有する特性を理論的・経験的に十分把握した上で行なう必要がある。

このような条件を満たすためには本破砕ポンプを設計・製造した会社以外では本修繕に対して技術面の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から、既設設備等に著しい支障が生ずる可能性があること。

また分解整備後の性能に対して保証することができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者はハスクバーナ・ゼノア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3374）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立西三国センター及び東三国センター冷暖房機器（GHP 式）修繕

2 契約の相手方

大阪瓦斯（株）

3 随意契約理由

大阪市立西三国センター及び東三国センターの GHP 式冷暖房機器について、両センターの空調が作動しないため、当該機器の保守契約に基づき、大阪瓦斯（株）に点検を依頼したところ、西三国センターの冷暖房機器では膨張弁が、東三国センターの冷暖房機器ではコンプレッサーが故障しており、交換を行わないと冷暖房が使用できないことが判明した。

当該 GHP 式冷暖房機器については、年間の保守契約を行なっているが、今回の修繕は劣化したコンプレッサー等の故障部品の交換を行なうもので、当該保守契約の範囲外となるものである。

さらに、GHP 式冷暖房機器の故障修理については、構造が複雑で専門性が高く、機器動作における機能面、安全面を考慮した場合、専用部品・油脂等による維持管理が必要であることから、交換作業を行い、冷暖房機能の復旧を行うことができるのは、保守点検事業者である大阪瓦斯株式会社のみであるため、同社と随意契約を行い、修繕を実施するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局環境管理部環境管理課（環境規制） 電話番号 06-6615-7941